

## 知事意見への反映状況

知事意見		審議会	関係市
【全般的事項】	<p>(1) 地域での環境保全の取り組みについて                      周辺の生活環境に配慮し、モニタリングや環境保全措置等の情報をわかりやすく、継続的に公表するとともに、地域住民とのコミュニケーションを図ること。                      また、地域住民からの苦情・要望等に対して、迅速かつ誠実に対応すること。</p>	○	○
	<p>(2) 事業実施前後等で対比した影響の再評価等について                      複数の項目において環境基準や予測値を下回ったことから、施設の稼働による環境影響の程度は小さいと評価しているが、事業実施前後及び調査地点間（上流・下流等）の比較により事業による影響を再評価し、必要により追加の保全措置を検討すること。</p>	○	
【個別事項】 (大気汚染)	<p>(1) 大気汚染について（追加調査結果に基づく評価の実施等）                      事業場周辺の地形から、冬期に接地逆転層の発生頻度が高くなると推定されるが、接地逆転層発生時における煙突排出ガスの民家等への影響が調査されていない。                      接地逆転層発生時を捉え、有効煙突高さを考慮し、水平に流れた煙流の着地点付近の民家等を対象に大気質の調査を行うこと。加えて、調査結果を踏まえ、必要により追加の環境保全措置を検討すること。</p>	○	
(騒音)	<p>(2) 騒音について（再評価の実施）                      施設停止時と稼働時の騒音の比較は、測定条件が最も合致した測定データを用いて行うこと。                      未記載の測定データ及び測定条件（測定方法、測定時における事業場や周辺の騒音発生施設の稼働状況等）を追加し、適切に影響の把握を行ったうえで再評価を行うこと。</p>	○	
(動物)	<p>(3) 動物について（再評価の実施等）                      温排水による水生生物への影響について、事業実施前後及び上流と下流の水生生物生息状況調査の調査条件（調査地点、調査地点における温排水の排水期間等）、水生生物群集の状況（種数、個体数、種の組成等）を精査して専門家の意見も聞いたうえで再評価し、必要により追加の保全措置を検討すること。                      また、長期的な温排水の排出が水生生物に影響を及ぼすことも考えられるため、専門家にこれまで実施した全ての調査結果を示して意見を聞き、長期的影響に係る評価を実施したうえで、必要により追加の保全措置を検討すること。</p>	○	
(景観・風景、 植物)	<p>(4) 景観・風景、植物について（追加の保全措置の実施）                      景観変化の緩和に係る保全措置としての外周緑化は、樹木の成長、ツタ類の繁茂が足りず、効果が不十分である。                      植栽した種の選定理由も含め早急に不十分となった原因について究明したうえで、現状からの改善策を検討し、実施すること。                      なお、検討に際し、緑化の達成基準を明確にすること。</p>	○	
(景観・風景)	<p>(5) 景観・風景について（追加の保全措置の実施）                      計画変更で当初の計画より施設の配置・形状が変更されているにもかかわらず、十分な追加の保全措置が講じられていない。また、完成した施設は、中間報告書修正版のフォトモンタージュに対して、手すりや機械類の色彩が明るくなっているにもかかわらず、機械類を覆う等の景観変化の緩和対策が講じられていない。                      主要な眺望点からの施設の見え方について、フォトモンタージュと現状の違いを極力定量的に示したうえで、当初の保全目標を達成する追加の保全措置を早急に検討し、実施すること。</p>	○	
(温室効果 ガス等)	<p>(6) 温室効果ガス等について（再評価の実施等）                      温室効果ガス等の排出量については、操業開始当初の不具合が発生した時期を除いた、平常運転時のみの実績に基づき再評価を行うこと。                      また、発生した不具合の原因とその改善策を示すとともに、今後想定される不具合とその際の温室効果ガス等の低減措置を示すこと。</p>	○	
(その他)	<p>(7) その他について（知事意見に対する検討結果の公表）                      知事意見に対する検討結果・実施した再評価・保全措置は、その都度速やかに県へ報告するとともに、ホームページ等でも公表すること。</p>	事務局	